

2012年11月1日

財政制度等審議会
財政制度分科会長 吉川 洋 様

財政制度分科会臨時委員 古賀 伸明
(日本労働組合総連合会)

本日の財政制度分科会は欠席のため、下記のとおり書面にて意見を提出させていただきます。

記

1. 地方財政関係

- 地方自治の本旨に合った地方分権を実現するためには、政府の進める地域主権改革を着実に推進する必要がある。その推進にあたっては、国と地方の厳しい財政状況をふまえつつ、地方分権にふさわしい地方税・財政のあり方について、国と地方の協議の場を活用し検討を進めるべきである。
- 地方公務員の給与については、各自治体における労使交渉を尊重すべきであり、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」による国家公務員給与削減が地方財政計画に反映することはあってはならない。

2. 復興関係

- 総額 19 兆円の国家予算が編成され、復興・再生が少しずつ進展しつつある。その一方で、自治体の復興計画等の策定、住宅の高台移転、産業・水産加工業の再開・復旧は必ずしも順調ではないとの声も聞かれている。今後も復興・再生に資する各種施策を展開できるよう必要な財源を確保し、円滑な予算執行に努める必要がある。
- 国会や行政刷新会議等における議論をふまえつつ、事業の必要性・妥当性を検証し、被災地が真に必要とする事業および全国的な防災・減災に真に資する事業以外については、厳しく絞り込む必要がある。
- 雇用の再生なくして復興・再生は望めない。復興特区の活用やグリーン・ライフ・農林漁業分野への投資を集積させ、新しい産業育成や雇用創出を実現し、被災地域と被災者の生活の安定・安心につなげることも重要である。

3. 文教・科学技術関係

- いじめや不登校などに対応する学校現場の多忙化が進むとともに、精神疾患で休職する教職員（1992年度1,111人→2010年度5,407人）が増加している。教職員の多忙化を解消し、児童・生徒の教育環境を改善するため、2013年度からの文科省の教職員定数改善計画を着実に実施し、小学校3年生から中学校3年生までの35人以下学級を実現すべきである。

以 上